

議第5号

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定めるものとする。

平成30年2月15日提出

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

(提案理由)

- ・ 県立学校に学校運営協議会を設置することに伴い、所要の規定整備を行うため。

## 岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の概要

### 1 制定の前提

平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより所管する学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければならないとされた。

岐阜県立学校についても、平成30年度から各県立学校ごとに学校運営協議会を設置することができるよう、学校運営協議会の設置等に関する事項を規定する規則を制定するもの。

### 2 施行日

平成30年4月1日施行

### 3 規則の主な内容

- ・学校運営協議会の組織及び委員の任命について規定する。(第3条関係)
- ・学校運営協議会の会議について規定する。(第8条関係)
- ・学校運営協議会の会議の公開について規定する。(第9条関係)
- ・学校運営協議会の承認事項について規定する。(第10条関係)
- ・学校運営等に関する学校運営協議会からの意見の申し出について規定する。(第11条関係)
- ・学校運営等に関する学校運営協議会からの情報提供等について規定する。(第13条関係)

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成三十年二月 日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

## 岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六第二項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置の通知)

第二条 岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を置くときは、対象学校（法第四十七条の六第二項第一号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）にその旨を通知する。

(組織)

第三条 協議会は、学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）は五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者（対象学校の職員を除く。）で対象学校の校長（以下「校長」という。）の推薦のあったもののうちから、教育委員会が任命する。

一 対象学校の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和三十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の守秘義務)

第五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の解任)

第六条 教育委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は委員たるにふさわしくない非行があつたときは、これを解任することができる。

(協議会の会長及び副会長)

第七条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第八条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が、校長と協議の上、毎年三回招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないとき、又は緊急を要するときは、校長が招集することができる。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 会議は、委員の過半数及び校長が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

6 会長は、校長と協議の上、必要に応じて、対象学校の職員の参加を求めることができる。

(会議の公開)

第九条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 職員の任用に関する事項を議事とする場合

二 前号に掲げるもののほか、協議会が会議を公開すべきでないとする場合

(協議会の承認)

第十条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

一 教育課程の編成に関する事項

二 学校経営計画に関する事項

三 学校の組織編成に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、学校運営について教育委員会が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従つて学校経営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第十一条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の任用に関して、学校運営に関する基本方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)について、教育委員会に対して、意見を述べ

べることができる。

- 3 協議会は、前二項の規定により、教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する情報提供等)

第十二条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、対象学校と対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(協議会への情報の提供等)

第十三条 教育委員会は、協議会に対し、その運営について必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

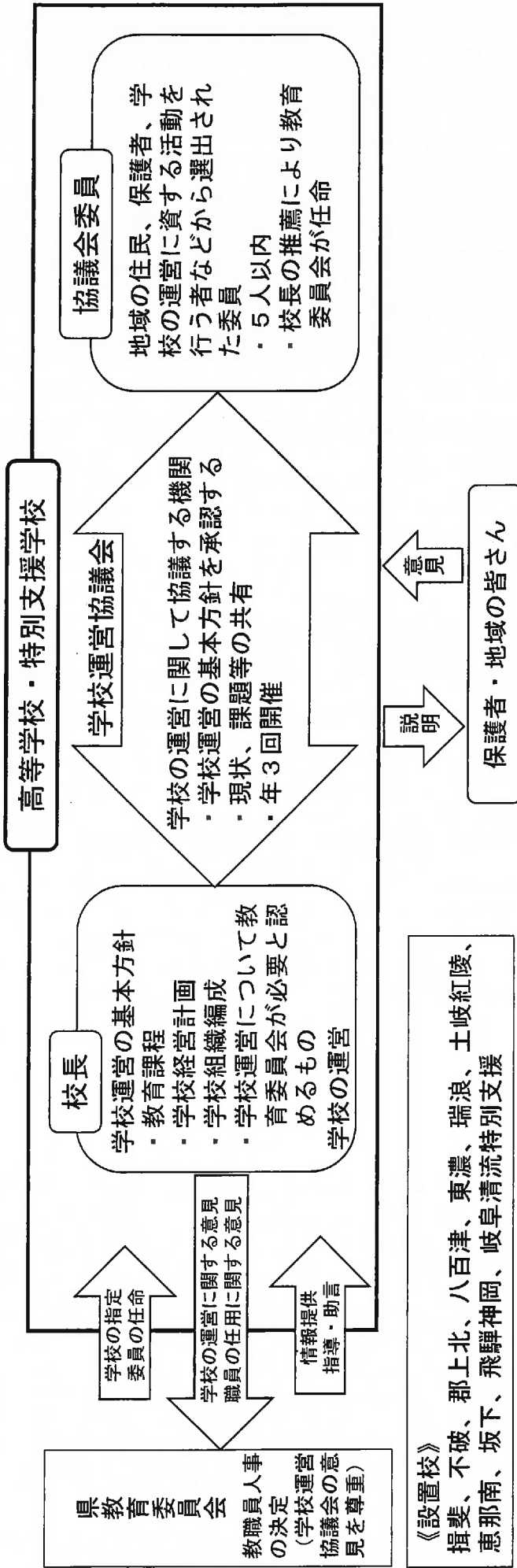
(協議会の適正な運営の確保に必要な措置に係る通知)

第十四条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、理由を付して、その旨を書面により当該協議会に係る学校に通知しなければならない。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）のイメージ



## 《学校評議員から学校運営協議会を置くCSに移行するメリット》

- 1 学校運営の当事者として、より重い責任を有する学校運営協議会委員の意見が学校運営に反映されることで学校運営の改善・充実が図られる。
- 2 学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった取組が可能となる。
- 3 CSの機能である基本方針の承認を通じて、地域の人々や保護者の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる。

## 〈学校運営協議会の主な役割〉

- 1 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 2 学校運営に関する意見を県教育委員会又は校長に述べることができる。
- 3 教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることもできる。
- 4 学校運営への必要な支援に関して、保護者や地域の住民の理解を深めるよう努める。